

R6 いじめ防止基本方針

茨城県立友部東特別支援学校

いじめ防止対策推進法

- いじめの防止等のための基本的な方針
- 茨城県いじめ防止基本方針

【茨城県立友部東特別支援学校いじめ防止基本方針】

基本理念
 すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、またいじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒が十分に理解できるようあらゆる場面で対策を講じる。

いじめのない学校づくりのための基本施策

いじめの未然防止

- 授業及び学級活動やホームルーム活動を通して自己指導能力の育成
- 学校行事を通して自己有用感の育成
- 自立活動で他者を思いやる人間関係の構築
- 教育相談、個別相談の実施とスクールカウンセラーの活用
- いじめ防止に関する児童生徒の主体的な活動
- 日々の観察

早期発見のための措置

- アンケート調査及び聞き取り調査（6、10、1月 年3回実施）
- 保護者との連携
- 相談機関窓口などの周知
- いじめの積極的な認知と早期の組織的な対応
 - 些細な兆候であっても軽視せず、早期から組織的に対応をする。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報モラル講習会（笠間警察署及び少年サポートセンターと連携）
- スマホ（ネット利用端末）家庭のルールの作成及び実施推進

組織

子どもの人権支援会議（月1回運営委員会前）
 定期的にいじめに関する情報の共有を行う

校長・教頭
 教務主任
 各部主事
 各分掌部長
 養護教諭
 その他校長が必要と認めるもの（該当児童生徒担任等）

いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合

いじめ対応の流れ

いじめられた児童生徒

保護者

① 情報を集める

③ 保護者との連携・適切な支援
 いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人など）と連携し、より添い支える体制をつくる。

組織

緊急子どもの人権支援会議（適宜）
 いじめの認知

いじめた児童生徒

保護者

① 情報を集める

③ 保護者との連携・適切な指導助言
 いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させると共に、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

② 「組織」で指導・支援体制を組む

担任
 学年主任
 +
 対策会議
 基本メンバー

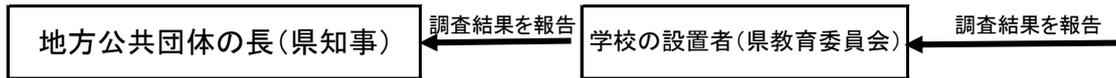
いじめを見ていた児童生徒

① 情報を集める

③ 適切な支援
 いじめを自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

重大事態への対処

- ア 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合
- イ 相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合



いじめ防止等の取組についての検証

いじめを積極的に認知し、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために評価と検証をする。

保護者・児童生徒・教員

学校評価

友部東特別支援学校のいじめ防止等の取組

検証

計画どおり進んでいるかのチェック
 基本方針等について見直し
 必要に応じて年間計画等の修正

組織

子どもの人権支援会議（3学期）

対策会議
 基本メンバー